

沖縄総合事務局国営事業評価技術検討会（第1回） 議事概要

1 日 時：平成28年6月3日（金）14:30～16:15

2 場 所：平良港ターミナルビル2F小会議室（沖縄県宮古島市平良字下里108-11）

3 対象地区：国営施設応急対策事業「宮古地区」

4 委 員：井口 千秋 井口税理士事務所所長
幸喜 徳子 沖縄石油ガス株式会社代表取締役会長
内藤 重之 琉球大学農学部教授
吉永 安俊 琉球大学名誉教授

5 議 事：

沖縄総合事務局国営事業評価技術検討会（第1回）を開催し、平成29年度事業着手予定地区である国営施設応急対策事業「宮古地区」について、沖縄総合事務局（以下「沖総局」と表記。）より事前評価説明資料等を説明し、その内容について審議を行った。

質疑応答の概要は以下のとおり。

（委 員）

- ・評価指標の「野菜指定産地等の計画作付面積割合」など「該当なし」と判定した評価項目が多いが、他地区と比較した場合に「劣る」との判断がなされることはないか。
「該当なし」という評価がどのように影響するのか。
また、本事業はかなり大きな効果があると思われるため、是非とも、評価が上がるような工夫を実施していただきたいと考えている。

（沖総局）

- ・チェックリストによる評価は、各地区の審査における優劣の判断根拠の一つとなるが、「該当なし」と判定したことをもって優劣をつけるものではなく、事業の特性として当該項目に当てはまらないという判断をするもの。
「該当なし」とした野菜指定産地等の評価指標について、沖縄県では戦略品目拠点産地認定制度があり、宮古島市はマンゴー等が県の拠点産地に認定されている。
判定基準は全国統一基準であることから、沖総局案としては、「該当なし」と判定したが、委員の皆様からのご意見を踏まえ、沖縄県の拠点産地に認定されている地域であること等、本地区の評価が適切になされるよう農林水産省に確認する。

（委 員）

- ・宮古島は農業が盛んなイメージがあるが、認定農業者の割合（総農家戸数当たり）は2.5%であり、沖縄県平均の7.7%に比べかなり低い割合となっている。
平均値との間にも数値の開きがあるが、その要因は何か。
チェックリストによる判定を行う際には、この数値が大きく影響するものと考えられるので、なるべく奨励して割合を増やす必要があると考えられる。

（沖総局）

- ・認定農業者の割合について、近年の推移や他市町村との比較を行い、要因を分析、整理する。

※第1回技術検討会で質疑のあった「認定農業者の割合」に関しては、第2回技術検討会に先立ち実施した各委員への事前説明において以下の補足説明を行い、了解が得られている。

【補足説明内容】

認定農業者の近年の推移及び他市町村との比較については以下のとおり。

- 沖縄県全体では、H21年の2,042経営体をピークにH26年度には1,539経営体に減。
- 宮古島市では、H21年の312経営体をピークにH26年には125経営体に半減しており、全県よりも減少率が大。
- 総農家戸数（H26時点）は、沖縄県全体で20,056戸、うち宮古島市は5,094戸であり全体の1／4を占める。
- 宮古島市の認定農業者の割合が低い要因としては、近年の認定農業者の減少率が大きいことが考えられる。
- また、近年、認定農業者が減少している要因としては、制度の厳格な運用による農業者の負担感の増加等により、5年間の認定計画の再認定率が低下したことによるものであると推測される。
- 今後は、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積等担い手を中心とした施策を推進し、認定農業者数を増加させていくことが必要であり、そのためにも本事業の実施が必要。

出典：H21及びH26認定農業者数は沖縄総合事務局調べ（農業経営改善計画の認定状況）、総農家戸数は「2015農林業センサス（沖縄県）」